

松伏町公園施設長寿命化計画（素案）

松伏町 新市街地整備課

計画の概要

子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備が推進されることを念頭にし、都市公園施設について今後進展する遊具等の老朽化に対する安全対策の強化及び修繕・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な修繕・改築・更新を行うため、公園施設長寿命化計画を策定することを目的とする。

【対象となる公園】

種別	数量	公園名
街区公園	10 箇所	・田中第一公園 ・田中第二公園 ・田中第三公園 ・田中第四公園 ・田中第五公園 ・わかば公園 ・もみじ公園 ・くすのき公園 ・けやき公園 ・内前野公園
地区公園	1 箇所	・松伏記念公園
総合公園	1 箇所	・松伏総合公園
計	12 箇所	

公園施設長寿命化計画の検討

長寿命化計画では、長寿命化のための基本方針、修繕または改築等の工法及び時期、緊急度、消耗部材の交換計画、ライフサイクルコストについて検討し、その結果を指定の書式の該当欄にまとめる。

1. 長寿命化のための基本方針の検討

公園施設の長寿命化計画を策定するにあたり予防保全型管理と事後保全型管理との区分に応じた管理について、基本的な方針を設定する。

国土交通省都市局による「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】平成30年10月」において、公園の計画的な管理の手法として「予防保全型管理」と「事後保全型管理」を以下の通り定義している。

1) 予防保全型管理

予防保全型管理では、公園施設の機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、「公園施設の安全点検に係る指針（案）」等に基づき、公園施設の日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的な健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行う。

なお、遊具については、事故防止を最優先するため、国の法令等^{*1}に基づく安全確保のための調査・点検、管理が必要であることに留意する。

また、定期的な修繕・補修を行うことが前提である建築物・工作物等については、予防保全型管理として扱うべきことに留意する。

*1：都市公園の維持修繕基準の法令化（H30.4.1施行）

…都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準

（都市公園法施行令第10条）（都市公園法施行規則第3条の2）

都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）（H26.6 国土交通省）

公園施設の安全点検に関する指針（案）（H27.4 国土交通省）

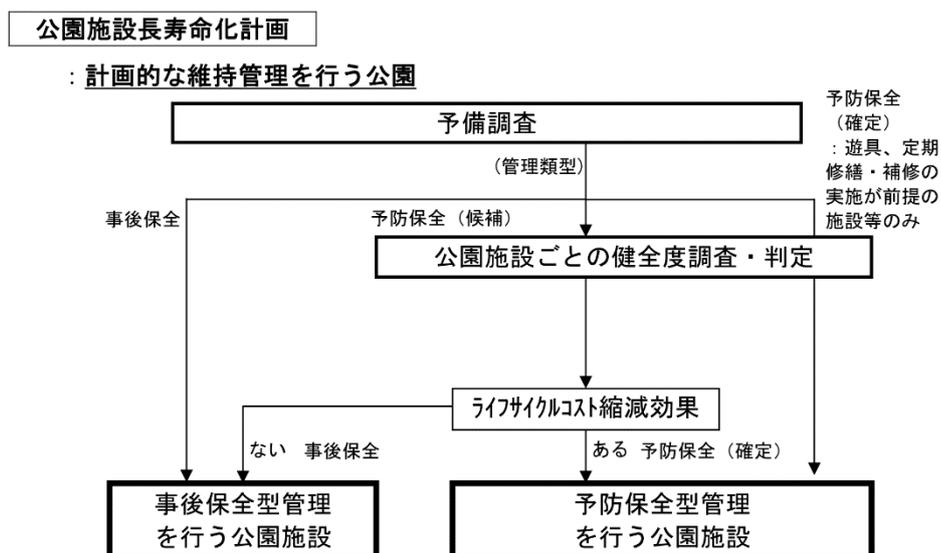
遊具の安全に関する規準：JPFA-S:2014（（一社）日本公園施設業協会） 等

2) 事後保全型管理

事後保全型管理では、「公園施設の安全点検に係る指針（案）」等に基づき、維持保全（清掃・保守・修繕など）や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行うものである。

「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」で示された表の分類から予防保全型管理施設を設定した。

遊戯施設については、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」において、安全確保に必要な措置を最優先とした予防保全型管理を行うものとする位置づけられている。



■管理類型の検討の流れ（出典：公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】H30.10）

■ 予防保全型管理を行う施設

施設種別	具体的施設名	施設名	部材	数量	公園名/施設数
園路広場	人道橋	橋梁	コンクリート	1	松伏総合公園 1
園路広場	ハツ橋	橋梁	コンクリート	1	松伏総合公園 1
修景施設	風車	その他	RC	1	松伏総合公園 1
休養施設	四阿	四阿	木材	4	内前野公園 1 松伏記念公園 2 松伏総合公園 1
休養施設	シェルター	シェルター	スチール	1	松伏記念公園 1
休養施設	パーゴラ	パーゴラ	コンクリート	2	わかば公園 1 くすのき公園 1
休養施設	パーゴラ	パーゴラ	スチール	11	田中第三公園 1 田中第四公園 1 もみじ公園 1 松伏記念公園 7 松伏総合公園 1
休養施設	背のばしベンチ	健康器具系施設	スチール	2	内前野公園 2
遊戯施設	健康遊具	健康器具系施設	スチール	8	くすのき公園 2 松伏記念公園 6
遊戯施設	小型複合遊具	複合遊具	スチール	5	田中第一公園 1 わかば公園 1 もみじ公園 1 内前野公園 1 松伏記念公園 1
遊戯施設	小型複合遊具	複合遊具	木材	2	くすのき公園 1 けやき公園 1
遊戯施設	シーソー	シーソー	スチール	2	田中第三公園 1 もみじ公園 1
遊戯施設	ステップ遊具	ステップ遊具	コンクリート	1	田中第三公園 1
遊戯施設	砂場	砂場	コンクリート	6	田中第一公園 1 田中第四公園 1 田中第五公園 1 わかば公園 1 もみじ公園 1 くすのき公園 1
遊戯施設	砂場	砂場	木材	1	田中第三公園 1
遊戯施設	スプリング遊具	スプリング遊具	スチール	3	田中第四公園 1 松伏記念公園 2
遊戯施設	滑り台	すべり台	コンクリート	1	田中第三公園 1
遊戯施設	滑り台	すべり台	スチール	4	田中第一公園 1 田中第二公園 1 田中第四公園 1 田中第五公園 1
遊戯施設	鉄棒 (3 連)	鉄棒	スチール	2	田中第四公園 1 田中第五公園 1
遊戯施設	動物遊具	造形遊具	コンクリート	4	田中第一公園 3 田中第五公園 1
遊戯施設	動物遊具	造形遊具	スチール	2	わかば公園 2
遊戯施設	動物遊具	造形遊具	木材	1	わかば公園 1
遊戯施設	パイプ遊具	ジャングルジム	スチール	1	わかば公園 1

施設種別	具体的施設名	施設名	部材	数量	公園名/施設数
遊戯施設	ぶらんこ	踏み板式ぶらんこ	スチール	5	田中第一公園 1 田中第二公園 1 田中第三公園 1 田中第四公園 1 田中第五公園 1
遊戯施設	鉄棒 (3 連)	鉄棒	スチール	1	田中第三公園 1
運動施設	壁打ち用コンクリート壁	その他	コンクリート	1	松伏総合公園 1
運動施設	ダッグアウト	野球場	スチール	2	松伏記念公園 2
運動施設	観覧席	附属する観覧席	コンクリート	3	松伏記念公園 2 松伏総合公園 1
運動施設	バスケットゴール	バスケットゴール	スチール	1	田中第二公園 1
教養施設	デッキ	デッキ	コンクリート	3	松伏総合公園 3
便益施設	トイレ	便所	プレハブ	1	わかば公園 1
便益施設	便所	便所	RC	1	松伏記念公園 1
管理施設	管理事務所	管理事務所	RC	3	松伏記念公園 1 松伏総合公園 2
管理施設	キュービクル	発電施設	スチール	1	松伏記念公園 1
管理施設	切替盤	発電施設	スチール	1	松伏記念公園 1
管理施設	催物用電源盤	発電施設	スチール	3	松伏記念公園 3

■公園施設毎の管理類型の例

※公園施設は大きさ、素材、構造などが様々であり、表の分類が全ての施設にあてはまるものではないことに留意する。

※遊具については、安全確保に必要となる措置を最優先とした予防保全型管理を行うものとする。

		公園施設種別							
		園路広場	修景施設	休養施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他
予防保全型管理を行う候補 (ライフサイクルコスト算出結果により、予防保全型管理又は事後保全型管理の判断が必要となる施設)	一般施設		・噴水等 ・日陰だな (10㎡以上)	・休憩所、四阿、パーゴラ等 (10㎡以上)	・バックネット、バスケットゴール等※	・ステージ、デッキ、記念碑等 (鋼製のモニュメント等)		・照明施設、引込柱、時計、門・柵 (高価なもの、転落防止目的等) ※	
	土木構造物	・橋梁 (10m以上) *鋼橋はすべて	—	—	・野球場、陸上競技場、水泳プール、観覧席等	・植物園、動物園、野外劇場、水族館、図書館、体験学習施設等の教養施設	—	・水門、雨水貯留施設 (地下式除く)、 ・擁壁・護岸 (高さ2m以上のRC構造)	—
	建築物			・ピクニック場、キャンプ場等の建築物 (10㎡以上)			・売店、便所、飲食店、宿泊施設等 (10㎡以上) ・駐車場 (立体式)	・管理事務所等 (10㎡以上) ・発電施設等	・展望台等 (10㎡以上)
	各種設備	・法令等で点検が必要な施設							
事後保全型管理	一般施設	・園路や広場の舗装、縁石等	・日陰だな (10㎡未満) ・花壇、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石等	・休憩所、四阿、パーゴラ等 (10㎡未満) ・汎用品のベンチ、野外卓	・バックネット、バスケットゴール等※ ・ゲートボール場、テニスコート等の簡易な運動施設	・記念碑等 (石碑等)	・駐車場 (立体式を除く)、水飲場、手洗い場	・照明施設、引込柱、時計、門・柵 (安価なもの) ※ ・車止め、側溝・排水ます、掲示板、標識、くず箱等 ・水道、暗渠、電線等地下埋設物	
	土木構造物	・橋梁 (10m未満)						・擁壁・護岸 (高さ2m未満、石積み、間知ブロック、補強土等)	
	建築物			・ピクニック場、キャンプ場等の建築物 (10㎡未満)	・簡易な構造の更衣所、控え室、運動用具倉庫、シャワー室等の工作物		・売店、便所、飲食店、宿泊施設等 (10㎡未満) ・時計台等	・倉庫、車庫等でプレハブ等簡易な構造の建築物	・展望台等 (10㎡未満)
	各種設備	・法令等の点検が不要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等							

※の施設について、健全度調査 (「Ⅱ-4 健全度調査と健全度・緊急度判定」参照) の結果がB判定となったものはライフサイクルコスト算出を行い予防保全型管理あるいは事後保全型管理の判断を行う。健全度調査の結果がCとなったものは、コストをかけて長寿命化対策を行っても延命効果が小さいことから、事後保全型管理と判断してよい。

(出典：公園施設長寿命化計画策定指針 (案)【改定版】H30.10、国土交通省都市局)

2. 修繕または改築工法等の検討

(1) 施設種類別の工法の検討

1) 遊戯施設

遊具は、公園機能の重要な施設であるが、老朽化、劣化、破損等が目立つものもある。また、安全領域の確保を始め十分に基準を満たしていない遊具も認められる。劣化している遊具の補修と共に、安全領域の確保等基準に適合するよう補修・更新していく必要がある。

調査結果を基に総合判定の中での健全度C及び健全度Dについては、最重要部材(柱等)に重度の劣化があり危険な場合は更新とする。また、構造的に遊具の安全に関する基準JPFA-S:2014に合致する補修が不可能な場合には更新を基本とする。

2) 一般施設(四阿、パーゴラ、橋梁、便所等)

一般施設の補修は、基本としては健全度CまたはDに判定された部分に関して、健全度AまたはBに戻す作業となる。

健全度Cについては部材交換及び補修を行う。金属製(スチール)の工作物の主な劣化現象は腐食、疲労損傷であり、ケレン(汚れやサビを落とす作業)をした上で再塗装する。木製の工作物の主な劣化現象は、塗装の劣化、腐朽、破損があり、防腐性のある木材保護用塗料の塗布を行う。また、パーゴラの栈木などの木製素材で、部分的に交換することで継続して使用できるものに関しては、部材交換により長寿命化を図る。

健全度Dについては、最重要部材(柱等)に重度の劣化がある場合は、危険なため更新とする。

(2) 素材別の工法の検討

予防保全型管理施設において、長寿命化を図るための修繕・補修の具体的対策として、主要な素材(金属、木材、コンクリート)毎の対策を整理する。

1) 金属

- ・金属の主な劣化現象は腐食、疲労損傷である。疲労損傷は、一定の加重が加わることで破壊されて損傷するものであり、部品交換、該当箇所への溶接で対応できる。
- ・腐食は、炭素鋼の錆が起因するものであり、健全度調査においてみられた現象である。

■金属の補修・更新方法

項目	対策
補修	・金属の補修は、ケレン(汚れや錆びを落とす作業)を行ったうえで、再塗装を実施する。再塗装は、錆の発生が軽微なうちに実施することが望ましく、概ね5年に1回の割合で行う。
更新	・金属を素材とした一般施設の更新時には、耐食性の高いステンレス鋼やアルミ素材等を主要素材とした製品を使用することにより施設の長寿命化を図ることも状況に応じて検討する。

2) 木材

- ・木材は、風化や塗装の劣化、割れ、カビ・腐朽、破損による劣化があり、とくに機能低下につながる割れ、腐朽が問題となる。
- ・近年の木製施設は、防腐処理、塗装は行われているが、健全度調査においては、木材の腐朽が見られた。

■木材の補修・更新方法

項目	対 策
補修	<ul style="list-style-type: none">・木材の補修には、木目を生かして、浸透性を確保しつつ、防虫、防腐、防カビ性がある木材保護用塗料の塗布を行う。再塗装は、概ね5年に1回の割合で行う。・また、大きなキズ又は割れが発生した場合や磨耗で磨り減った場合など、劣化や損傷が全体的に顕著な場合は交換を行う。
更新	<ul style="list-style-type: none">・木材を使った施設（ベンチの座板、パーゴラの栈木等）の更新に際しては、防腐処理、または木材保護塗料が塗布された木材のほか、コンクリート製品等の活用を検討する。・また、遊戯施設の場合は、木製から耐久性に優れた鋼材の遊具に変更することにより長寿命化を図ることも状況に応じて検討する。

3) コンクリート

- ・コンクリート材は、ひび割れ、欠損・剥落、鉄筋の発錆と露出、不陸・凹凸などによる劣化がある。
- ・このようなコンクリートの劣化防止として、表面被覆、劣化部分への補修があげられる。

■コンクリートの補修・更新方法

項目	対 策
補修	<ul style="list-style-type: none">・コンクリートの補修には、ひび割れ部分に補修モルタルやエポキシ樹脂等を注入する。・また、コンクリート製遊具の塗装の劣化に対しては、ウレタン塗装等による再塗装を行う。

3. 健全度の把握

(1) 評価・判定基準

都市公園では、処分制限期間を越えて使用されている公園施設が多数存在するという現状があり、健全度判定を行うことで、施設の機能保全や安全性などの確保を速やかに行うことが必要な公園施設を把握する。

健全度判定は、健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは更新の必要性について、総合的な判定を行う。

各施設の調査結果から判断した各項目のレベルを総合的に判断し、健全度に関する総合的な判定（修繕や補修, 更新の必要性の有無）を4段階のランク付けで行う。

■健全度の判定基準

ランクA	<ul style="list-style-type: none">・全体的に健全である。・緊急の補修の必要はないため, 日常の維持保全で管理するもの。
ランクB	<ul style="list-style-type: none">・全体的に健全だが, 部分的に劣化が進行している。・緊急の補修の必要性はないが, 維持保全での管理の中で, 劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
ランクC	<ul style="list-style-type: none">・全体的に劣化が進行している。・現時点では重大な事故につながらないが, 利用し続けるためには部分的な補修, もしくは更新が必要なもの。
ランクD	<ul style="list-style-type: none">・全体的に顕著な劣化である。・重大な事故につながる恐れがあり, 公園施設の利用禁止あるいは, 緊急な補修, もしくは更新が必要とされるもの。

※「重大な事故」とは, 生命に危険があるか, 重度あるいは恒久的な障害をもたらす事故。

※「修繕」とは, 部分的な修復や消耗材の部品交換などを施すこと。

※「補修」とは, 施設の寿命を延ばすことを目的に行う, 大幅な修理や交換を施すこと。

※「更新」とは, 公園施設を取り換えたり新しく作り直すこと。

(2) 健全度調査結果

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針及び公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り実施した健全度を把握するための点検調査結果は以下のとおりである。

健全度調査は、遊戯施設を2020年2月、その他一般施設を2020年11月に実施した。

健全度調査の結果を整理すると、健全度「A」が1施設(1.1%)、健全度「B」が35施設(38.9%)、健全度「C」が51施設(56.7%)、健全度「D」が3施設(3.3%)を占めている。

■健全度

公園施設種類	点検調査結果				
	A判定	B判定	C判定	D判定	合計
園路広場	0	2	0	0	2
修景施設	0	0	1	0	1
休養施設	0	5	14	1	20
遊戯施設	0	16	31	2	49
運動施設	1	6	0	0	7
教養施設	0	1	0	0	1
便益施設	0	0	4	0	4
管理施設	0	5	1	0	6
合計	1	35	51	3	90
	1.1%	38.9%	56.7%	3.3%	100.0%

■健全度「D」判定施設

公園名	分類	施設名	劣化状況
田中第四公園	遊戯施設	スプリング遊具	ハンドルの抜けあり。固定金具が外れてる。
田中第五公園	遊戯施設	すべり台	側壁部の腐食大、基礎露出
松伏記念公園	休養施設	シェルター	腐朽、腐食、破損

4. 緊急度（優先順位）の検討

健全度判定にもとづき、施設の補修、もしくは更新に対する緊急度（高、中、低）を設定する。

「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」では、予防保全型管理では、重大な事故につながる恐れがある時点までの使用を想定していないため、健全度がCに進行した時点までを使用見込み期間とすると示されている。このため、健全度「D」の施設は緊急度「高」、健全度「C」の施設は緊急度「中」とした。

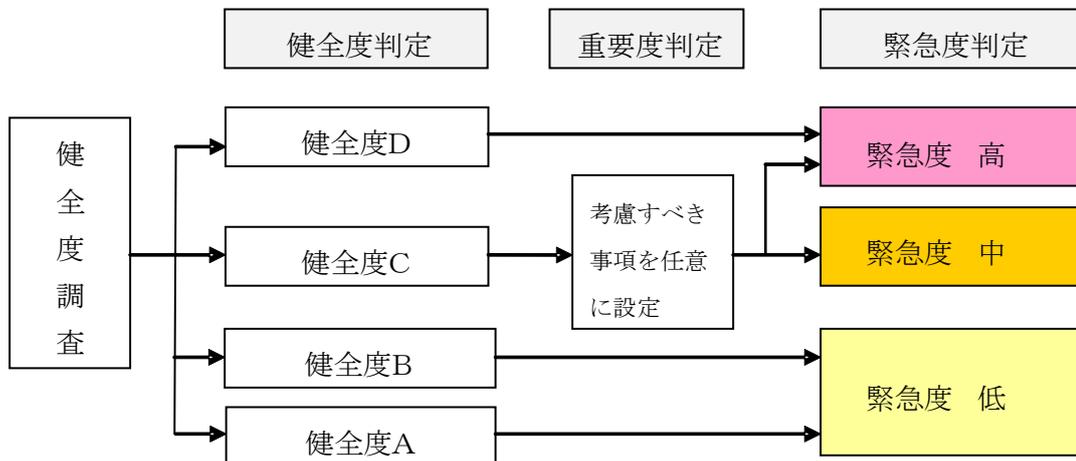
健全度「C」と判定された遊戯施設のうち、使用禁止とした施設（ハザード3）は、子どもの安全に配慮するため、緊急度「高」とした。ただし、基礎露出のみが要因の遊具は、基礎の埋め戻しを行ったため除くものとする。

健全度調査の結果がA判定、B判定の施設の緊急度は「低」とした。

【緊急度と健全度】

緊急度「高」	健全度Dの施設 健全度Cの遊具の使用禁止（ハザード3）の施設 （※基礎露出のみが要因の遊具は、基礎の埋め戻しを行ったため除く。）
緊急度「中」	健全度Cの施設
緊急度「低」	健全度A、Bの施設

【緊急度の判定フロー】



■緊急度判定

公園施設種類	点検調査結果			
	高	中	低	合計
園路広場	0	0	2	2
修景施設	0	1	0	1
休養施設	3	12	5	20
遊戯施設	11	22	16	49
運動施設	0	0	7	7
教養施設	0	0	1	1
便益施設	0	4	0	4
管理施設	0	1	5	6
合計	14	40	36	90
	15.6%	44.4%	40.0%	100.0%

5. 修繕または改築等の時期の検討

補修・更新の時期の検討に際しては、健全度・緊急度に応じて、補修または更新が一時期に集中することを避け、平準化することによって効率的な運用を図ることも、コスト縮減に通じることを念頭に置いて検討する。

【修繕・改築時期の考え方】

1) 予防保全施設

「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」では、予防保全型管理では、重大な事故につながる恐れがある時点までの使用を想定していないため、健全度がC判定に進行した時点までを使用見込み期間とすると示されている。

このため、予防保全施設は、使用見込み期間や処分制限期間を超えていない施設であっても、点検結果でC判定・D判定の施設は更新・補修対象として、公園利用者の安全に配慮する。

…健全度「D」および健全度「C」で使用禁止になっている遊戯施設は、安全性を優先するため1年目に撤去する。

…今回、健全度「D」の一般施設は、シェルター（松伏記念公園）のみであった。当該のシェルターは、松伏記念公園の他の施設の更新スケジュールに基づき対策を行う。

2) 事後保全施設

「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」では、事後保全型管理では、健全度がDに進行した時点までを使用見込み期間とすると示されている。

事後保全施設は、使用見込み期間や処分制限期間を超えていない施設であっても、予備調査結果で緊急度「高」の施設は、更新対象として、公園利用者の安全に配慮する。

今回、緊急度「高」となった事後保全管理施設は、ベンチであることから、1年目に、コンクリートベンチへ更新する。

3) その他共通

点検調査の結果がA判定、B判定の施設は使用見込み期間に更新を設定する。また、計画期間内（2022年度～2031年度）に使用見込み期間を迎える場合は、11年目（2032年度）以降に対策を実施することとし、公園施設の維持管理に係る費用が最小となる維持管理・更新計画とする。

ただし、日常的な維持管理や定期的な健全度調査の実施において、劣化が確認された場合は、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で適正な措置を行う。

6. 消耗部材の交換計画

消耗部材は、遊具を対象として、「遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2014」に記載されている「主な消耗部材(部品)とその推奨サイクル」に基づき交換を行う。

ただし、消耗部材は、実際の利用状況等に基づいて適宜交換・補修を行う必要がある。このため、適時適切な更新・交換、修繕等を行い、部材の脱落、破断等による事故を未然に防止するための健全度調査を行う。

健全度調査において、消耗部材の磨耗、変形、部品消失等が確認された場合は、その度合いや利用状況、推奨交換サイクル等を考慮し、施設の使用中止、部材の更新、修繕、部品交換等を的確かつ迅速に判断して実施する。

■主な消耗部材(部品)とその推奨交換サイクル

遊具	消耗部材(部品)	推奨交換サイクル
ぶらんこ	吊り金具・チェーンなど	3年～5年
	回転軸	3年～5年
スプリング遊具	スプリング	5年～7年
ロッキング遊具	軸受け部	5年～7年
	ストッパーゴム(緩衝部)	3年～5年
回転ジャングルジム	軸受け	5年～7年
ローラーすべり台	ローラー	5年～7年
ロープウェイ	ケーブル	5年～7年
	滑車部	3年～5年
	握り部	3年～5年
	緩衝装置	3年～5年
ネットクライマー	ネット(小規模)	3年～5年
ロープクライマー	ロープ(小規模)	3年～5年
	ワイヤー入りロープ(小規模)	7年～10年

(出典：遊具の安全に関する規準(JAFA-S:2014)、一般社団法人日本公園施設業協会)

7. 使用見込み期間の設定

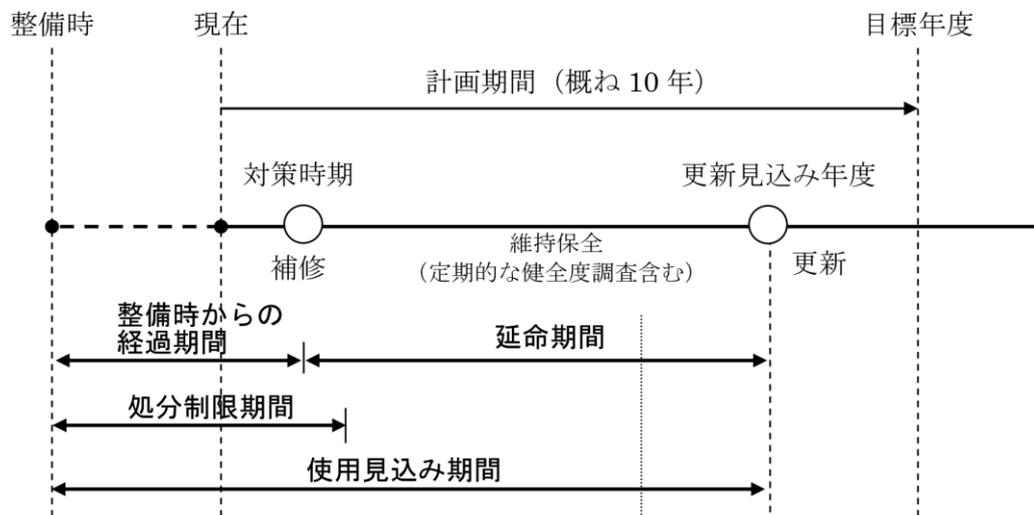
公園施設の使用見込み期間は、国土交通省都市局による「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】平成30年10月」に基づき以下のように設定する。

公園施設には処分制限期間を大きく越えて使用されているものが存在するため、公園施設の劣化や損傷の状況に即して設定する。

a. 予防保全型管理

- ・ 予防保全型管理では、事後保全の使用見込み期間の1.2倍と設定し、処分制限期間の2.4倍を標準として、処分制限期間に応じて段階的に1.8倍、1.2倍と設定する。
- ・ 予防保全型管理では、重大な事故につながる恐れがある時点までの使用を想定していないため、健全度がCに進行した時点までを使用見込み期間とする。

予防保全型管理に分類した公園施設の使用見込み期間と更新見込み年度

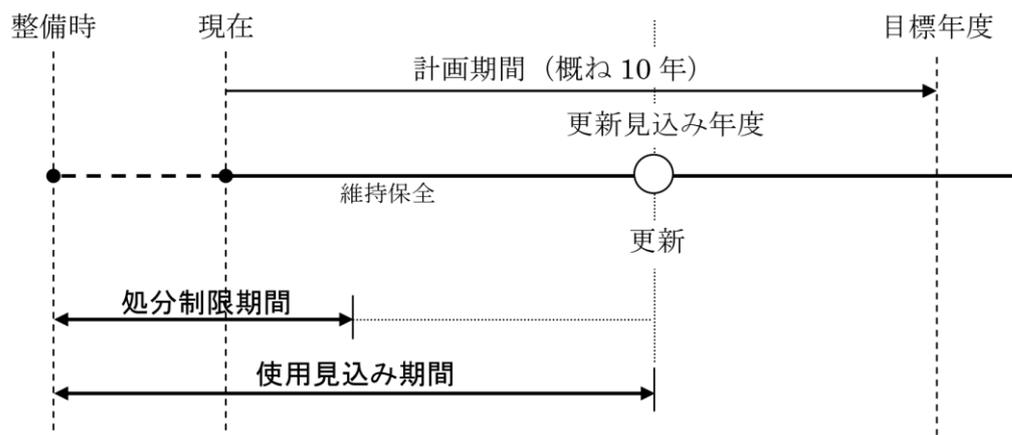


(出典：公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】H30.10、国土交通省都市局)

b. 事後保全型管理

- ・事後保全型管理では、処分制限期間の2倍を標準として、処分制限期間に応じて段階的に1.5倍、1倍と設定する。
- ・事後保全型管理では、健全度がDに進行した時点までを使用見込み期間とする。

事後保全型管理に分類した公園施設の使用見込み期間と更新見込み年度

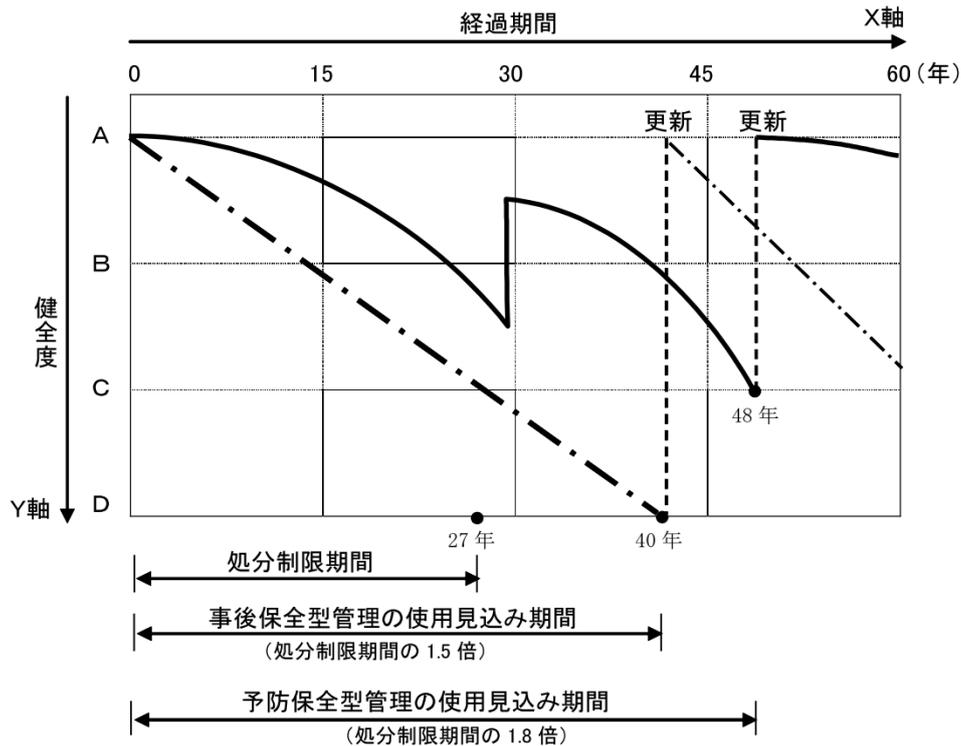


(出典：公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】H30.10、国土交通省都市局)

■使用見込み期間の設定

処分制限期間	事後保全型管理における 使用見込み期間	予防保全における 使用見込み期間
処分制限期間が 20年未満の施設	処分制限期間の2倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限×2.4)
処分制限期間が 20年以上～40年未満の施設	処分制限期間の1.5倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限×1.8)
処分制限期間が 40年以上の施設	処分制限期間の1倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2倍と設定 (処分制限×1.2)

(出典：公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】H30.10、国土交通省都市局)



- 凡例 —
- 健全度結果を基にした劣化モデル式 (予防保全)
 - . - 事例を基に設定した劣化1次モデル式 (事後保全)

■更新見込み年度の概念図 (処分制限期間が20年以上～40年未満の施設)

(出典：公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】H30.10、国土交通省都市局)

■用語

用語	内容
処分制限期間	<p>国庫補助事業で取得した財産については、「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。)」第22条に、「補助事業などにより取得し、又は効用の増加した財産は承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。」と規定されている。</p> <p>処分制限期間とは、適化法第22条に基づく制限を受ける期間のことであり、公園施設については、国土交通省所管補助金など交付規則(平成12年12月21日総理府・建設省令第9号)の別表第3に掲げている。</p>
使用見込み期間	<p>公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のことを指す。</p>

(出典：公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】H30.10、国土交通省都市局)

【公園施設の処分制限期間】

公園施設の処分制限期間は、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】を参考にする。